

イ フナクイムシ問題

森山氏情報資料に記載の「地元企業からのフナクイムシに係る要望に際し、当社と地元企業の仲介を行ない、正常な土地取引として解決することができた。」（1987年2月）との事案について、関西電力から提供を受けた資料によれば、以下の経緯が認められる。

当該地元企業（以下「本件地元企業」という。）は高浜町が町に誘致した企業であり、高浜発電所に近い土地を保有し、海上の水面貯木場に木材を保管していた。しかし、高浜発電所からの温排水の排出（水温上昇）により、フナクイムシが増加し、本件地元企業が水面貯木場に保管していた木材に対する食害が頻発するようになったため、1981年5月2日、本件地元企業は、高浜町長に対し、関西電力に対して指導を求める旨の陳情書を提出した。同月7日、高浜町長は、関西電力に対し、当該陳情書の内容検討と対応について回答を要請した。

関西電力は、1981年7月3日、高浜町長に対し、引き続き水質・温排水拡散状況について調査を継続すること、高浜発電所の増設及び維持運営については本件地元企業から誓約書を取得して承諾を得ていることなどを回答し、同月4日、高浜町長は本件地元企業にこれを伝えた。これに対し、同月21日、本件地元企業から高浜町長宛に、関西電力に高浜発電所の増設及び維持運営についての誓約書を提出した当時、温排水の排出による水温上昇は予想外であり、当該誓約書はフナクイムシの増加による食害被害を想定せずに作成したことなどを内容とする再陳情書が提出された。

その後、フナクイムシの増加問題は解決しないまま、本件地元企業は、木材不況により経営状態が厳しくなり、1985年後半から関西電力に対し、本件地元企業の所有する約3万坪の土地及び建物の買取りを依頼するようになった。この関西電力と本件地元企業との協議に、遅くとも同年12月頃から、高浜町助役

の森山氏が介在するようになった。関西電力は当初、電気事業者として利用計画のない土地を取得することはできない、また、町が誘致した企業を関西電力が救済することは事業の性格上不可能であり、各方面で諸種の問題を起こすなどの理由で、本件地元企業の土地買取りの依頼を拒絶していた。しかし、森山氏は、関西電力と本件地元企業という高浜町の誘致企業同士で争うことは避けてもらいたいなどとして、高浜町長とともに関西電力に善処を求めていた。関西電力は、1986年2月、県や当時の通商産業省の了解といった条件が整えば土地の買取りも検討するとして、森山氏にその方針を伝えた。これに対し、森山氏は、本件地元企業にフナクイムシ問題を白紙に戻させて、その上で土地の買取要請を行わせることに全面的に協力するとの意向を示した。

関西電力は、対象の不動産について不動産鑑定を行い、1986年3月、鑑定結果に基づき総額約6億4600万円との価格の提示を行った。これに対し、同年7月、本件地元企業は総額12億3000万円とする鑑定結果を提示し、関西電力の提示した価格では会社を整理することとなるとして、フナクイムシ問題抜きでの売買はあり得ない旨を主張した。関西電力は正常な価格での売買を主張し、フナクイムシ問題を踏まえた解決はあり得ない旨主張したが、森山氏からは高浜町の誘致企業間で争うことは避け、双方に打開策を検討するよう求められた。関西電力は、同年8月、自社の提示している価格が正常価格であるとしながら、国土利用計画法の手續が円滑に進められる額まで上積みすることとして、森山氏に一任する旨の方針を決定した。森山氏は、本件地元企業と協議し、同年9月、関西電力に対し、11億円であれば片がつく見通しであると伝え、関西電力も11億円で買取りに応じた。その後、細かな調整が行われ、同年11月中旬には関西電力と本件地元企業との間で話がまとまった。その際の手続として、同月15日付で、本件地元企業は、高浜町長に対し、同社所有の約3万坪の土地の売却斡旋に協力してほしい旨を依頼する文書、及び、フナクイムシ問題に関する陳情書等一切の文書を撤回するとともに、今後名目の如何を問わず異議・苦情の申出又は求償をしないことを誓約する関西電力宛の誓約書を提出し、これを受けて、高浜町長から同月19日付で関西電力に対し、本件地元企業の土地処分について協力を求める文書が提出された。

その後、国土計画利用法上の手續が完了した後の1987年2月20日、本件地元企業の土地及び建物を総額11億円で関西電力が買い受ける旨の土地建物売買契約が締結された。この売買契約締結に際しては、本件地元企業が、不動産鑑定事務所より、土地を11億2407万1000円と評価する1986年10月15日付不動産鑑定評価書、建物を2759万4000円と評価する同月20日付不動産鑑定評価書を取得し、また、関西電力は、1987年1月31日付で、別の不動産鑑定事務所より、土地を11億0717万円、建物を2678万円と評価する不動産鑑定評価書を取

得している。

以上のとおり、フナクイムシ問題においては、関西電力が森山氏の仲介によって、発電所の運営に関する地元企業との紛争を、最終的に当該地元企業の所有する不動産を買い取ることによって解決したことが認められる。関西電力から提供を受けた資料からは、森山氏がこの仲介に当たり違法ないし不当な手段を用いたことは認められないが⁵⁹、関西電力は、地元企業との紛争を解決するために、利用計画のなかった不動産を自らが取得した鑑定結果に基づき正常価格と考えていた価格よりも4億5000万円余りも高額な金額で購入し、森山氏らの要請に応じて、高浜町が誘致した企業を救済する結果となっている。

このフナクイムシ問題に端を発する本件地元企業との不動産取引は、原子力発電所の運営に関する地元企業との紛争を不動産の高額買取という不透明な手段によって解決するとともに、関西電力自身が当初、電気事業者として利用計画のない土地を取得することはできない、また、町が誘致した地元企業を関西電力が救済することは事業の性格上不可能であり、各方面で諸種の問題を起こすことを理由に土地の買取りを拒絶していたとおり、その内情が世間に明るみに出れば、そもそも、高浜町において発電所を設置・運営する電気事業者として不適切な取引であったとの批判を免れ得ない取引であった。

⁵⁹ なお、2020年3月8日付の朝日新聞朝刊における報道によれば、高浜町助役在任当時の関西電力の副社長であった内藤千百里氏が森山氏に対し、上記の土地取引に関し、福井県に口利きを依頼したと同新聞記者に証言したとのことであるが、関西電力から提供を受けた資料には、内藤氏と森山氏の接触について記載はなく、また、両氏とも故人であるため、本件調査において、上記の口利き依頼の事実は確認できなかった。